

熊谷市監査委員公告第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和7年8月26日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 腰塚菜穂子

令和7年度市長公室定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

秘書課、政策調査課、広報広聴課、危機管理課

(2) 対象事務

令和6、7年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
 - ① 必要な帳簿類は整備されているか。
 - ② 帳票等と現金は突合しているか。
 - ③ 納入の通知は適正に行われているか。
 - ④ 債権管理は適正に行われているか。
 - ⑤ 補助金申請の手続は適切にされているか。
- (2) 支出事務
 - ① 必要な手続は行われているか。
 - ② 適正な支出となっているか。
- (3) 契約事務
 - ① 安易に随意契約を採用していないか。
 - ② 契約の履行に問題はないか。
 - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか。
 - ④ 検査結果通知書等は作成されているか。
- (4) 補助金
 - ① 交付に当たって根拠等審査は適切か。
 - ② 実績報告書を提出させているか。
 - ③ 補助金の支出や精算が規則等に基づき適正に行われているか。
- (5) 負担金
 - ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
 - ② 負担効果の点から整理すべきものはないか。
- (6) 財産管理
 - ① 返納手続をせずに処分していないか。
 - ② 備品の登録に漏れはないか。
- (7) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

主な監査項目

(1) 収入事務

- ① 現金出納簿
- ② 切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿
- ③ 国庫支出金「デジタル田園都市国家構想交付金」

- ④ 国際交流基金寄附金
 - ⑤ 市ホームページ広告掲載料収入
 - (2) 支出事務
 - ① 秘書業務経費「印刷費」
 - ② 条例等表彰事業「記念品費」
 - ③ 政策研究業務経費「器具購入費」
 - ④ 広報発行事業「印刷費」
 - ⑤ I P無線機整備事業「器具購入費」
 - (3) 契約事務
 - ① 「クマぶら」コンテンツ作成支援業務
 - ② 熊谷スマートシティ推進支援等業務委託
 - ③ 熊谷市シティプロモーション動画作成業務委託
 - ④ 熊谷市広報テレビ番組放送業務委託
 - ⑤ 避難所開設・運営研修業務委託
 - ⑥ 熊谷市防災無線メール プッシュ配信連携業務
 - (4) 補助金
 - ① 熊谷市国際交流協会補助金
 - ② 自主防災組織資機材整備費補助金
 - ③ 防災士養成事業補助金
 - (5) 負担金
 - ① 全国市長会分担金
 - ② 埼玉県市長会会費
 - ③ 熊谷駅構内デジタルサイネージ除去に伴う駅設備撤去負担金
 - ④ 第三級陸上特殊無線技士養成課程受講料
 - (6) 財産管理
備品台帳一覧表
 - (7) その他
 - ① 出勤簿
 - ② 時間外勤務集計データ
 - ③ 準公金関係書類
 - ④ 防災用食料・資機材等備蓄管理簿
- 5 監査の実施場所及び期間
- (1) 実施場所
監査委員事務局、秘書課、政策調査課、広報広聴課、危機管理課、603会議室東
 - (2) 監査期間
令和7年4月10日から令和7年5月27日まで
- 6 監査の結果
- 以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効

果实的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

指摘事項なし。

(2) 支出事務

広報発行事業「印刷費」について、契約条項に基づき提出された納品書に文書収受がされていないものがあつたので、熊谷市文書管理規程第12条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【広報広聴課】

(3) 契約事務

指摘事項なし。

(4) 補助金

指摘事項なし。

(5) 負担金

指摘事項なし。

(6) 財産管理

① 器具購入費で購入した備品が備品登録されていなかったため、熊谷市物品管理規則第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【危機管理課】

② すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたため、熊谷市物品管理規則第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【危機管理課】

(7) その他

準公金について、熊谷市国際交流協会の通帳の届出印が準公金管理者の管理となっていなかった。また、3万円を超える会費等の現金を長期間課内で保管していることが見受けられたため、熊谷市準公金取扱要綱第3条、第5条及び第6条に基づき適正な管理を行うべきである。 【広報広聴課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

「クマぶら」について

熊谷スマートシティの様々なサービスの入り口である都市ポータルアプリ「クマぶら」では、地域電子マネー「クマPAY」やコミュニティバスのスマホ回数券のほか、令和7年2月にはマイナンバーを使った市立図書館利用カード申請手続を開始するなど、市民ニーズに合わせた多様なサービスを提供している。

現在、「クマぶら」の登録者数は全体的に増加しているものの、世代別の登録状況を見ると偏りがある。今後予定されている、「クマPAY」のポイント還元キャンペーンやイベントを積極的に活用しながら、あらゆる世代にとって魅力的で、利用しやすいポータルアプリとなることを期待する。